

「仮称）第四次座間市総合計画」の基本構想骨子案に係るパブリックコメント実施要領

①実施目的

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的な行政の経営のための指針を示すものです。

本市では、平成3年度を初年度とした第三次座間市総合計画が平成22年度に終了することに伴い、平成23年度を初年度とした次期総合計画の基本構想骨子（案）を作成しました。新たな視点に立った次期総合計画の策定に向け、広く皆様のご意見を募集します。

②実施期間

平成21年12月1日（火）～平成22年1月4日（月）

③公表する資料等

「仮称）第四次座間市総合計画」の基本構想骨子案

※案を作成した趣旨、目的及び背景並びに論点、市民等が当該案を理解するために必要な資料（協働まちづくり条例第8条第1項、同施行規則第3条第1項）は、当該案に記載されています。

④意見を提出できるもの

- ・市の区域内に住所を有する者
- ・市の区域内に通勤若しくは通学する者
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

⑤意見の提出方法

郵送、ファクス、電子メール（pb11_nextplan@city.zama.kanagawa.jp）

⑥案の配布（掲載）場所

市ホームページ

政策課、市民情報コーナー

各出張所、公民館3館、各コミュニティセンター

⑦意見募集の周知方法

広報（平成21年12月1日号）

市ホームページ（平成21年12月1日～）